平成２７年（フ）第２３５８号
奈良県生駒市西松ヶ丘10番31号
破産者　株式会社サンリツホーム
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４９３号
大阪市北区南森町２丁目２番２号
破産者　プラザホーム株式会社
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７８１号
大阪市中央区農人橋１丁目４番６―102号
破産者　株式会社神弥
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５８号
三重県津市本町32番37号
破産者　大洋建設株式会社
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７２９号
大阪府羽曳野市野635番地の２
破産者　天見運輸株式会社
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５１号
熊本県阿蘇市黒川1451番地の１
破産者　有限会社阿蘇電建工業
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３号
北海道苫小牧市しらかば町６丁目10番14号
破産者　株式会社ＷＩＮＧＳ
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２７２号
東京都八王子市山田町1694番地９プレミール大沢105号
破産者　町田信二郎
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
三重県津市安濃町戸島1025番地
破産者　三栄食品こと　鈴木久美子
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３９号
三重県津市末広町26番12号　シーサイドルー207
破産者　藤本　義成
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３４号
三重県鈴鹿市石薬師町173番地の30
破産者　柴田　廣幸
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目16番25―101号、開始決定時の住所三重県四日市市新正４丁目６番８号　ＤＩＧ―ＵＰビル２Ｆ
破産者　荒木　信悟
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目７番９―106号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目18番22号　光風荘104号
破産者　亡伊藤榮四郎相続財産
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９５号
岡山市北区庭瀬487番地１メゾニティブラッサムＥ201号
破産者　福田　俊之
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０２号
長崎県長崎市弥生町４番40号
破産者　株式会社山篠技建
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６８号
宮崎市祇園２丁目91番地２
破産者　株式会社ピンナップカンパニー
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３６９号
宮崎市大字本郷北方2554番地47
破産者　株式会社スタンク
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４２０号
福岡市博多区博多駅南４丁目２番10号
破産者　株式会社プラスマーク
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３０号
茨城県ひたちなか市新光町38番地
破産者　株式会社日本デジタルシステムズ
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３１０号
茨城県那珂市菅谷2971番地の８
破産者　有限会社エヌプラン・サービス
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１９号
茨城県水戸市笠原町1032番２
破産者　ビート株式会社
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８１号
栃木県佐野市朝日町825番地１、前住所栃木県佐野市天神町934番地
破産者　二渡木材工業株式会社
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部